

令和5年2月1日

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）の施行に伴い、下記のとおり取扱いを変更することといたします。

1 主任技術者の兼務が可能な取扱い

(1) 対象工事

請負代金額が4,000万円（建築一式工事である場合は8,000万円）以上の主任技術者の専任が本来必要な工事であって、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

(2) 発注機関

杉並区の発注工事に限る。

(3) 兼務可能数

この緩和措置により同一の主任技術者を配置することができる工事の数は、工事1件の請負代金額が4,000万円（建築一式工事においては8,000万円）以上の工事を含む場合は、2件まで

(4) その他要件

- ・兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと。

2 手続き

工事請負代金が4,000万円（建築一式工事である場合は8,000万円）以上の工事の主任技術者を兼務とする場合は、工事主管課が指定する様式に兼務する工事について記入のうえ提出してください。

3 その他

- ①要件を満たしていても、現場の施工管理上、発注者が兼務を認めない場合がある。
- ②提出された「現場代理人及び技術者通知書」の記載内容に虚偽があった場合

又は兼務により現場体制に不備が生じたり、不良な工事となった場合は、当該兼務の取消し、工事成績評定への反映、指名停止等必要な措置を行うことがある。

③上記に記載がない事項については、発注者（監督員）等の指示に従うこと。

4 適用開始日

令和5年1月1日から適用するものとする。

【問合せ先】

総務部経理課契約係
電話（03）5307-0612